

平成29年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施所属数 上期分145所属（年間定例監査対象所属数261所属）

2 監査対象期間 平成28年度

3 監査の実施期間 平成29年4月19日～9月6日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「備品の取得、管理及び処分は、適切に行われているか。」を重点事項として実施している。

また、行政監査として「マイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。」を定例監査に併せて実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 2件 指導事項 93件 注意事項 43件 意見 1件 合計 139件
（区分毎の内訳は、別添県公報参照）

<参考：平成28年度定例監査実施結果（上期）>

指摘事項 4件 指導事項 156件 注意事項 40件 意見 2件 合計 202件

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、2所属で2件あった。

（1）[中北林務環境事務所]（収入）

平成22年度から平成25年度分の清里の森別荘地の賃料相当損害金に係る調定4件が、平成29年3月に行われており遅延していた。（合計 2,737,370円）

(2) [高校教育課] (収入)

昨年度の定例監査で、収入未済に係る延滞債権管理簿の金額に誤りのあるものがあり、また、平成27年度中に行われた交渉経緯等が記載されていないものがあったため、指導事項とした。今年度の監査でも、延滞債権管理簿の金額に誤りのあるものがあり、また、平成28年度中に行われた交渉経緯等が記載されていないものがあった。

8 指導事項の主な内容

- (1) 収入 (43件) 収入未済 (32件) など
- (2) 支出 (4件) 資金前渡事務が適切に行われていなかったもの (1件) など
- (3) 給与 (8件) 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの (8件)
- (4) 物品 (10件) 郵便切手類受払に係る事務が適切に行われていなかったもの (5件) など
- (5) 財産 (13件) 取得用地の未登記 (10件) など
- (6) 契約 (12件) 契約書の記載内容に不備があったもの (7件) など
- (7) 工事 (2件) 公共工事の契約内容が山梨県公共事業ポータルサイトにて公表されていなかったもの (2件)
- (8) その他 (1件) 公営企業会計における振替処理が適切に行われていなかったもの (1件)

9 注意事項の主な内容

- (1) 物品 (6件) 備品の表示が適切に行われていなかったもの (4件) など
- (2) 契約 (12件) 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの (11件) など
- (3) 重点事項 (8件) 主要備品の表示が適切に行われていなかったもの (7件) など

10 意見の内容

物品 (1件) 県警の航空機用ジェット燃料の購入において、1リットル当たり単価の指名競争入札により契約業者を決定した後、著しい市場価格の変動に伴う単価変更時に、当該契約業者と協議を行っていたが、契約単価の変更について、変更単価の算定方法を含む具体的な判断基準が明記されていなかった。航空機用ジェット燃料についても、ガソリン等と同様に、市場価格の流動性が高く、原油価格や為替レートの変動に応じて変動することから、契約当事者相互で認識を共有するため、単価変更時における具体的な判断基準を設定し、契約書等に明記するよう検討されたい。